

「共謀罪」法

十一日施行された「共謀罪」法は、捜査機関の乱用の恐れが指摘されており、どのように歯止めをかけるかが課題だ。法律家八団体が提言する第三者機関とはどんなものなのか。警察を監視する国内人権機関のほかに、プライバシー保護機関の必要性を指摘する声も上がる。

(土門哲雄、山田祐一郎) = ●面参照

■政府から独立

一九九八年以降、日本は国連のさまざまな条約機関から国内人権機関をつく

れと何度も勧告されてい
る。共謀罪による警察の暴走を防ぐためにも、この機会に監視機関をつくるべきだ。提言の中心メンバー

の小池振一郎弁護士はこう強調する。小池弁護士によると、二ユージーランドには、警察に対する苦情を受け付け、警察官の不正や警察官による事故などを調査する「独立警察行政機関」がある。政府から独立した第三者機関で、裁判官やその経験者

が委員長を務めている。

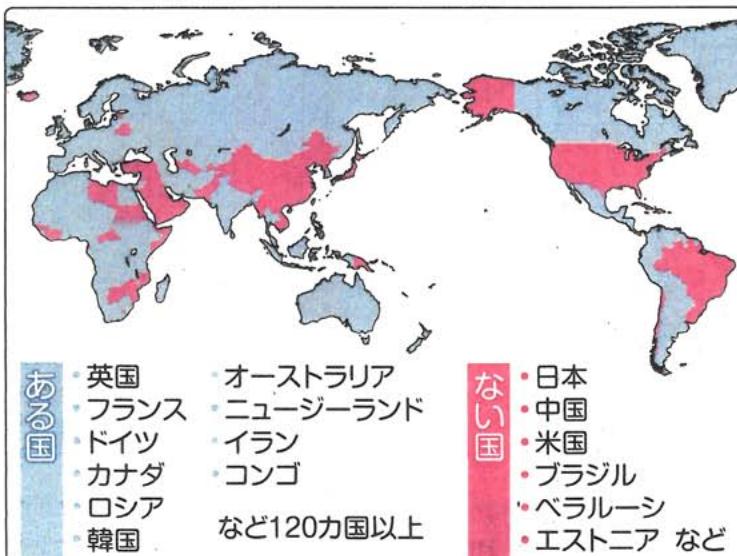
これとは別に国内人権機関の「人権委員会」があり、独立警察行政機関の活動に協力したり、活動が適

正に行われているかチェックしている。日弁連の国内人権機関は、国連の要請に基づき百二十カ国以上

国連繰り返し勧告 韓国など120カ国設置

国内人権機関がある国、ない国

※日弁連のパンフレット(2011年)などから



韓国では、〇一年に「国人権委員会」が設立された。人権に影響を与える法案はすべて送られる。委員会は差別禁止法、イラク戦争など多くのテーマで勧告や意見を表明し、政府が提案したテロ対策立法が委員会の提言で見直された例もあるという。

■プライバシー

一方、早稲田大の西原博史教授(憲法学)は共謀罪の検査で防犯カメラなどを使った監視型検査の拡大を懸念する。「乱用の疑いがあり、情報収集の段階できちんととしたルールが必要

救済機関ない日本

「だ」とし、諸外国のようなプライバシーの侵害に対する歯止めとなる機関の必要性を訴える。例えばドイツでは、個人情報保護に関する独立の機関が存在し、防犯カメラの設置や情報の利用についてチェックしている。必要な情報は取ってはいけないという考え方で設置 자체を規制。英国では、カメラの設置者などの情報を明記して同意を得た上でデータを収集するという。

英・独は防犯カメラ利用規制

日本ではルールが曖昧なままだ。大分県警が選挙違反の情報収集のため、野党の支援団体が入る建物の敷地内にカメラを設置した例や、顔認証機能で店舗側が特定の個人を識別して万引対策として活用している例もあるという。西原教授は共謀罪について「政府の敵を追い詰めるために乱用される恐れがある。思想・良心の自由や表現、結社の自由をどう守るのか深刻な問題」と指摘。

恣意的な検査が監視につながる可能性があり、「情報を持つ側の権力に、監視された側は従わざるを得なくなる」と危機感を抱く。